

代議員選挙告示

一般社団法人日本在宅看護学会 代議員選出規定にもとづき、下記のとおり代議員の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

- 1) 選挙人は、2021年12月1日の時点において正会員として登録されている者としします。
ただし、前述の期日以降、投票までの間に正会員でなくなった者、住所不明者を除くものとしします。
- 2) 被選挙人は、2021年12月1日の時点において**正会員**として登録されており、**前年度の会費を納入している者**としします。
ただし、定款第11条7の規定により、代議員を2期連続で務めた者は、被選挙人にはなれません(被選挙人名簿に載りません)。

2. 選挙の実施および方法

- 1) 選挙はオンライン選挙としします
- 2) 代議員数は代議員選出規定第9条により30名としします
- 3) 選挙期間：**2022年1月17日(月)10時から～2022年2月16日(水)17時まで**としします。
- 4) 投票方法：投票は一般社団法人 日本在宅看護学会ホームページの代議員選挙のページからログインして投票を行います。具体的な方法(手順)については、投票日前にお知らせをいたします。

3. 当選人の決定

- 1) 当選人の定数は定款第11条6に基づき、代議員定数の半数としします。ただし、定款第11条7の規定により、在職期間が2年に満たない理事長がいる場合、非改選の代議員数が代議員数定数の半数に満たない場合には、そこに充当し、満たしている場合には、改選する定数に含めます。
- 2) 有効投票の最多数を得たものから順次、当選人としします
- 3) 獲得票数が同数の者については、選挙管理規程に基づき当選人候補者リストの順位を決定しします。
- 4) 当選人が決定したら、選挙管理委員会から代議員当選の旨を通知し、代議員就任の諾否を問います。
- 5) 承諾が得られた当選人を確定し、次点者も含めて理事会に報告しします。

2021年12月1日

一般社団法人日本在宅看護学会選挙管理委員会